

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 3 年 1 月 7 日

鶴岡市長 皆川 治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙のとおり（190 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 1 月 7 日

3. プラン修正理由

別紙のとおり

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙のとおり

5. 地域農業の将来のあり方

別紙のとおり

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙のとおり